

小田原市議会基本条例 条文と解説

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会運営（第4条～第6条）

第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

第7章 補則（第13条・第14条）

附則

前文

市議会は、選挙により¹市民からの負託を受けた議員によって構成され、²二元代表制の下、³市の意思決定機関としての役割を担っている。このような中、社会経済情勢の激しい変動等により市民要望の多様化及び複雑化が急速に進む一方、⁴地方分権改革の進展に伴い、市は、更なる自律性を求められている。

⁵地方公共団体は、⁶地方自治の本旨に基づき、⁷市民の負託にこたえるため、自らの責任と判断によりその任務を遂行していかなければならない。小田原市議会は、⁸地方議会として果たすべき役割の重要性を認識し、諸課題に取り組む一方、⁹市長は、¹⁰小田原市自治基本条例の基本理念として掲げている「¹¹市民自治」の推進を目指し、相互が市民に対しそれぞれの責務を誠実に果たすことが必要とされている。

そこで小田原市議会は、その役割を果たすために、個々の議員が¹²政治倫理を遵守し、¹³情報公開制度、¹⁴広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に市民に周知するとともに、¹⁵議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととした。また、議会が持つ¹⁶行政監視機能及び¹⁷政策立案機能の更なる強化を図り、¹⁸二元代表制を確立することにより、¹⁹議会制民主主義の発展に寄与することに努める。

ここに小田原市議会は、¹⁹地方分権と¹¹市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、¹市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、この議会基本条例が必要となった背景や、これから市議会が目指そうとする姿や進むべき方向を示した上で、制定に当たっての決意表明をしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小田原市議会（以下「議会」という。）及び小田原市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を定めるとともに、議会の役割及び機能並びに議会と市民との関係等を明らかにすることにより、議会の更なる活性化を図り、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

市民福祉の向上や本市の発展といった目的を達成するために、市議会がどのような基本的な考え方方に従って行動していくかについて定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) ²¹議案等の²²審議及び²³審査により、市の意思決定を行うとともに、政策の立案及び提言に努めること。
- (2) 公正で市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) ¹³情報公開制度、¹⁴広報広聴制度等を充実させることにより、¹市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (4) ¹⁶行政監視機能を發揮し、市政運営が適正に行われているか評価すること。
- (5) ¹市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

【解説】

本条例の目的を達成するために、議会の活動原則として5項目を定めています。

- (1) 議案等を、本会議で審議することや、委員会で審査を行うことは、議決機関である議会の最も基本的な役割です。議会は、その議決により市の意思を決定していきます。
また、議員は、多様な市民の考えを代弁し、これらの声を踏まえて政策の立案や提言に努めます。
- (2) 選挙により市民からの負託を受けた議員は、その信頼と期待に応えるために、議会が市民の代表機関であることを常に自覚し、公正な議会運営に努めるとともに、透明性の高い開かれた議会を目指します。
- (3) 議会が、二元代表制を真に実現させるためには、広く市民の声に耳を傾け、政策立案及び提言に活かすとともに、積極的な情報発信により市民への説明責任を果たすことで、市政に対する市民の関心を高め、参加の機会拡充に努めます。

- (4) 議会が、市長の行政の執行について適正に行われているかどうかを確實に監視し、必要のある場合は是正し、その評価を行うことは重要な役割です。議会は、市民の代表として、行政監視機能の充実・強化に努めます。
- (5) 議会運営が分かりにくいという声が多くあります。市民の関心を高めるため、分かりやすい議会の運営に努めます。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、誠実に職務を遂行し、¹市民の信頼の向上に努めるものとする。

- (1) 市政についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) ²⁴議会活動について、¹市民に対して説明責任を果たすこと。
- (3) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

【解説】

本条例の目的を達成するために、議員の活動原則として3項目を定めています。

- (1) 議員が、市民の代表として政策立案や政策提言を行うためには、日常の活動を通じて、市政についての課題を分析し、課題に対する市民の意見や要望を的確に把握する必要があります。
- (2) 議員は、本会議や委員会において、市の意思決定機関の一員として、市政の課題をどのように議論したかについて、その経過と結果を積極的に情報提供することにより、市民に対しての説明責任を果たす必要があります。
- (3) 議員には、政策立案や議案審議を通じて、市民が求めることを実現する能力が必要とされます。この議員の資質の向上のため、新しい知識や情報を習得するための調査研究活動や、研修を通じた自己研さんに努めます。

第3章 議会運営

(委員会の運営)

第4条 委員会は、市政に関する課題について的確に対処するため、専門的立場から詳細かつ効率的な議案等の審査及び²¹所管事項²³に関する事務の調査を行うものとする。²⁵

【解説】

議会は、市政に関する課題について議論をする際には、本会議での審議のみならず、専門的立場から詳細かつ効率的な審査をすることを目的に、委員会で審査をすることを基本としています。委員会には、議案等の審査や所管事務の調査をする常任委員会、議会運営について協議する議会運営委員会、特定の事項を審査又は調査するために設置される特別委員会があります。

(全員協議会)

第5条 議長は、市政に関する課題のうち、特に全ての議員で協議すべきであると判断した課題について協議するため全員協議会を開くことができる。

【解説】

議会では、市政に関する課題について、必要に応じて各常任委員会において所管事務の調査をすることにより、執行機関から報告を受け、その際には質疑を行っています。

しかし、こうした課題のうち、常任委員会に所属する一部の委員でなく全議員で協議する必要があると、特に議長が判断した案件については、全員協議会を開催します。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、3人以上で会派を結成することができる。

- 2 会派は、主として政策を同じくする議員で構成する。
- 3 会派は、²⁴議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、意見調整等の必要があると認めるとときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

【解説】

議会における会派の定義及び活動原則について定め、主として政策を同じくするものとして定義しています。

会派は、政策に関して様々な意見を形成し交渉していく組織として、他会派との意見交換を通じて、議会としての合意形成に努めることを定めています。

第4章 ¹市民と議会との関係

(広報広聴の充実)

第7条 議会は、¹市民の意見を議会の審議や政策立案に生かすため、次に掲げるもののほか、多様な²⁶広報広聴媒体を活用し、広報広聴の充実を図るものとする。

- (1) ¹市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること。
- (2) 広く¹市民の意識を把握するために、¹市民に対するアンケート調査を必要に応じて行うこと。

【解説】

議会の果たすべき役割として、議会の審議についての情報発信や、市政の課題に対する市民の意見や要望の収集があります。こうした広報広聴について、様々な手段を活用して充実を図ることを定めています。

具体的取り組みとしては、市民に対して本会議における審議の内容や結果等を報告する議会報告会や、市民の意識を把握するためのアンケート調査を行うこととしています。

(情報の公開)

第8条 議会における会議（議員により構成される全ての会議をいう。）及びその会議の資料は、原則として公開するものとする。

2 議会の定例会及び臨時会（次条において「本会議」という。）の表決における各議員の賛否は、これを公表するものとする。ただし、無記名投票における表決は、この限りではない。

【解説】

- 1 議会における会議である本会議や委員会等については、一般に公開することが原則となっています。ただ、例外としては、小田原市情報公開条例に定められている非公開とする情報に該当する場合など、秘密会（議決により傍聴を禁止し、議事録も公開しない会）とせざるを得ないケースもあります。
- 2 年4回開催される定例会や臨時に招集される臨時会での表決における各議員の賛否について、ホームページや議会だよりを通じて公表することを定めています。ただし、小田原市議会会議規則第79条に規定される無記名投票にて表決を行う場合には、各議員の賛否が明らかにされない表決方法であるため、これを公表しないとしています。

第5章 市長等と議会との関係

²⁸ (反問権)

第9条 本会議又は委員会に出席した市長その他の⁹執行機関²⁹及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員から³⁰質疑又は³¹質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

【解説】

市長等は、議員が本会議や委員会において質疑や質問により、議題の疑義を質し又は政策提言をした場合に、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、その趣旨の確認をするために反問ができるることを定めています。

(議会への説明等)

第10条 議会は、市長等が政策を提案する場合には、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

3 市長等は、政策等の作成又は変更に当たっては、その政策に関する議会の³²決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

【解説】

- 1 議会は、市長等が政策を提案する場合には、論点を整理しその審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めることができます。
- 2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対し、その説明を適時適切に行うよう努めることを定めています。
- 3 市長等が、政策等を作成又は変更する場合には、関連する議会の政策提案や意見表明の趣旨を尊重するよう定めています。

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備

⁴⁵ (専門的知見の活用)

²³
第11条 議会は、審査、³³諮問又は調査のため必要があると認めるときは、³⁴議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は³⁵地方自治法（昭和22年法律第67号）³⁶第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

【解説】

議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により機関を設置するなど、学識経験者などの専門的な知識や見識の活用に努めることを定めています。

(議会事務局)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めなければならない。

【解説】

議員が十分に能力を発揮し、円滑かつ効率的な議会活動が行われるよう、議会事務局の機能の強化や組織体制の整備に努めます。

第7章 補則

(見直し)

³⁷
第13条 議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、変化し続ける市民の意見や社会経済情勢を常に的確に把握し、この条例の目的が達成されているかどうかについて、議員の任期である4年に一度は議会運営委員会において検討を加え、必要に応じて条例の改正などの措置をとることを定めています。

³⁸
(委任)

第14条 ²⁰ この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例の施行について、その他必要な事項は、その内容に応じ、条例、規則、規程等で定めます。

³⁹
附 則

²⁰ この条例は、平成25年4月1日から施行する。

用語解説

前文

1. 「市民」

地方自治法では、住民を「市町村の区域内に住所を有する者」と定義しており、これを市に限定して捉えると、市民を「市内に住所を有する者」と定義できます。

また、小田原市自治基本条例では、「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう」と定義しています。

本条例においては両方を含み、使い分けをしています。

2. 「二元代表制」

日本国憲法第93条第2項において、「地方公共団体の長」と「議会の議員」は、その住民が直接選挙すると規定されています。二元代表制は、地方自治体の執行機関である長と議決機関である議会相互が独立の立場において牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図る責任があるとしている制度です。

3. 「市の意思決定機関」

市議会を指します。議会は、予算、条例等について議決することにより意思決定し、地方公共団体の方向を位置付けることができるため、市の意思決定機関といえます。

4. 「地方分権改革」

国に集中している権限や財源を地方自治体に移譲して、国と地方公共団体の役割を改めて明確化することにより、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源や権限、責任も自らが持つという、この国の仕組みを変える改革（政治・行政改革）のことをいいます。

5. 「地方公共団体」

地域における住民を構成員として、地域内の地方自治を行うために、法令で定めた自治権を行使する団体をいいます。

6. 「地方自治の本旨」

日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定されており、この地方自治の本旨とは、地方自治が本来どうあるべきかを示したものであり、団体自治と住民自治の2つの要素からなるとされています。

団体自治とは、地方自治が国から独立した団体である地方自治体により、その自らの意思と責任の下でなされるとした、地方分権的要素を示すものであり、住民自治とは、地方自治は住民の意思と責任において行うとした、民主主義的要素を示しています。

7. 「市民の負託」

議員は、市民の直接選挙を通じて選出され、市民の福祉向上のため、市民から議員としての責務を持つこと、また、権能を発揮することが任されています。

8. 「地方議会として果たすべき役割」

地方議会は、二元代表制の一翼を担っており、執行機関とは独立・対等の関係にありますが、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と執行機関を監視・評価する機能の2つがあり、これらの機能を活用する役割を担っています。

9. 「市長」

市長は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負います。また、議決機関である議会に対して、独立対等の関係にあります。

10. 「小田原市自治基本条例」

本市では、「市民力」と「協働」により市民自治を推進することを基本理念に据え、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを目的に、平成23年3月に小田原市自治基本条例を制定しました。

11. 「市民自治」

小田原市自治基本条例第3条（基本理念）において、「市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として協働することを基本とした自治」と定義されており、同条例により市はこの推進を目指すものと規定しています。

12. 「政治倫理」

政治家が持つていなくてはならない規範や、政治に携わる者として、汚職などを許さないとする道徳心をいいます。

13. 「情報公開制度」

地方公共団体が保有する情報を住民に公開するしくみのことです。

本市においては、情報公開条例、個人情報保護条例で定めています。

14. 「広報広聴制度」

情報発信及び広く意見を聴くしくみのことです。

15. 「議会制度改革」

住民自治の代表機関である議会の活性化や議会が役割や責任を果たすことを目的に議会のしくみを改革しようとするのことをいいます。

16. 「行政監視機能」

市政運営が適正に行われているかどうかをチェックする議会の機能のことです。

17. 「政策立案機能」

地方公共団体が課題解決のための施策の立案を行う機能のことです。

18. 「議会制民主主義」

市民から選ばれた代表から構成される議会を中心に行われる民主政治のことです。

19. 「地方分権」

中央集権の反対語として使用され、一定の地域における諸問題や諸課題を自らの意思と責任において処理することができるよう、地方公共団体が自ら意思決定できる範囲を拡大することです。

20. 「条例」

地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法の一つで、議会の議決によって制定するものをいいます。

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

21. 「議案等」

議案は、議会の議決を求めるために市長や議員及び委員会が提出する案件のことをいいます。条例の制定、予算の決定、決算の認定等の当該地方公共団体の意思を決定する議案、また、意見書の提出等の議事機関として議会の意思の決定を求める議案をいいます。なお、「議案等」の「等」は、議案のほかに、特定の事件、請願、陳情が含まれています。

22. 「審議」

本会議において、議案などの案件について、説明を聴き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程のことをいいます。

23. 「審査」

委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

24. 「議会活動」

議会が行う活動全般を指すものであり、議会の会議（本会議）及び委員会並びに議員の派遣のほか、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場としての議会運営委員会、代表者会議、全員協議会等のことをいいます。

第3章 議会運営（第4条～第6条）

25. 「所管事項」

各常任委員会で取り扱っている事業や事柄をいいます。

第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

26. 「広報広聴媒体」

議会の情報発信手段としては広報誌「議会だより」、議会ホームページ、インターネットによる議会中継等があり、また、市民から意見を聴くしくみとしては議会報告会や市民アンケートがあります。

27. 「表決における各議員の賛否」

それぞれの議員が、議案等の表決に際して、賛成もしくは賛成でないか、いずれの立場を取ったかをいいます。

第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

28. 「反問権」

一般的に反問権は、議員が市長等に対して、本会議や委員会において行う質疑や質問において、論点や争点を明確にするため、市長等から議員に対しても反問を可能とすることで、政策に対する議論を深めて活性化することをいいます。

本市議会での反問権は、質問内容の確認をするものとして定義しています。

29. 「執行機関」

地方自治法第180条の5に定める市長以外の執行機関は、①教育委員会、②選挙管理委員会、③人事委員会若しくは公平委員会、④監査委員、⑤農業委員会、⑥固定資産評価審査委員会となっています。

30. 「質疑」

議案等について、討論、採決の前に疑問点を質すことをいいます。

なお、質疑の場において自己の意見を申し述べることはしません。

31. 「質問」

議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞くことをいいます。

32. 「決議等」

決議とは、政治的な効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことです。

なお「決議等」の「等」は、議会の意思を意見としてまとめた文書を議決して関係機関に提出する意見書や、委員長が委員会の審査や調査結果を本会議で報告する委員長報告を指しています。

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

33. 「諮問」

ある事項について意思決定を行う権限を有する者が、当該意思決定を行うに際し、他の機関に対し、法令上定められた事項について意見を聴くことをいいます。

市長は地方自治法に掲げる審査請求、異議申立てがあった時は、裁決または決定するにあたっては議会に諮問しなければならず、議会は諮問があった日から20日以内に答申（諮問機関が出す意見）を出さなければならないとされています。

34. 「議決」

議会で、議案などに対する可否（賛否）を決定することで、意思決定の内容により、次に掲げる種類があります。

- ①可決（否決）：「予算、条例、契約、意見書、決議、その他」に関する議案
- ②認定（不認定）：「決算」に関する議案
- ③承認（不承認）：「専決処分」に関する議案
- ④同意（不同意）：「人事案件」に関する議案
- ⑤採択（不採択）：「請願」「陳情」
- ⑥異議ない（ある）旨回答：「諮問」に関する議案
- ⑦許可（不許可）：「議員の辞職」

35. 「機関」

機関とは、議会活動に関し、調査、諮問又は調査のため設置する附属機関を指します。

外部の有識者等で構成する附属機関に市議会として諮問を行い、答申を受けることにより、必要とする専門的な知識や見識を得ることができます。

36. 「地方自治法第100条の2に規定する調査」

地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができます。

第7章 補則（第13条・第14条）

37. 「条例の施行」

成立した条例が効力を発生させることです。

38. 「委任」

法令が、自ら規定すべき事項を他の法形式で制定できるとすることをいいます。

39. 「附則」

法令の最後に置かれ、その法令の施行期日などを規定するものです。